

岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改定について

本県では、県内のPCB廃棄物を確実にかつ適正な処理を推進するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特措法」という。）に基づき、平成20年3月に「岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（県計画）」を策定している。

このたび、平成26年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（国計画）」が改定され、PCB廃棄物の処理期限が延長されたため、今後、県計画も同様に改定することとしている。

1 PCB廃棄物処理に係る計画

- ◆ 国は、PCB廃棄物の確実にかつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとされている。（PCB特措法第6条）
- ◆ 都道府県は、国計画に即して、その区域内のPCB廃棄物の確実にかつ適正な処理に関する計画を定めることとされている。（PCB特措法第7条）

2 国計画の改定等

(1) 背景

PCB廃棄物の処理は、日本環境安全事業(株)(JESCO)を活用した拠点的広域処理が進められてきたが、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成28年3月までの事業完了が困難な状況となったため。

(2) 改定内容

① JESCOの処理体制の変更

- ・ JESCOの5事業所の長所を生かし、処理能力を相互に活用
- ・ 安定器等・汚染物の処理は、北九州事業所及び北海道事業所を活用

② 処理期間の延長

- ・ 新たに「計画的処理完了期限」及び「事業終了準備期間」を設け、最長でも平成35年度までに処理を完了（北九州事業所に限る。）

3 県計画改定の方向性

(1) JESCOで処理するPCB廃棄物の処理期限の変更

- ・ 高圧トランス、コンデンサ等 : 平成27年3月 → 平成31年3月31日
- ・ 安定器等、汚染物 : 平成27年3月 → 平成34年3月31日

(2) 早期処理完了のための取組

- ・ 更なる調査の実施による未処理事業者の把握、適切な指導の実施
- ・ 計画的かつ効率的なJESCOへの搬入方針の設定

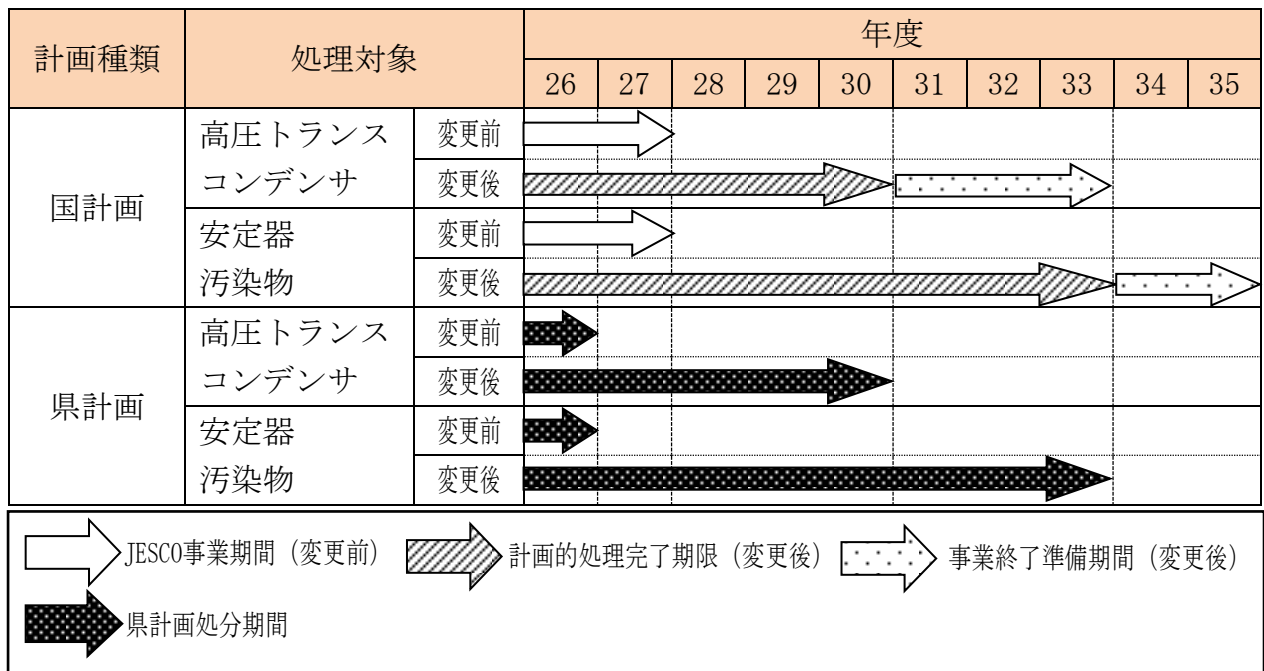
(3) 微量PCB汚染廃電気機器等の処理の方針

- ・ 県内で一貫した処理が可能になったため、処理業者に対しては安全かつ確実な処理の実施を、保管事業者に対しては早期処理を指導
- ・ PCB特措法に定める処分期間内（平成39年3月31日まで）に処分を完了するための施策の実施

4 今後のスケジュール

平成26年10月頃 素案作成
 11月頃 関係市へ意見照会 ※環境審議会廃棄物対策部会委員へ意見照会
 平成27年 1月頃 北九州 PCB 廃棄物処理事業広域調整協議会
 2月頃 県計画の改定

<参考1：国計画（北九州事業所）と県計画における高濃度PCB廃棄物の処理期間>



<参考2：岡山県のPCB廃棄物の処理状況（PCB特措法に基づく届出データ）>

種類	保管量			(参考) 使用量 ^(注)
	H21. 3. 31	H25. 3. 31	増減	H25. 3. 31
高圧トランス	1,000 台	566 台	▲434	124 台
高圧コンデンサ	5,247 台	2,381 台	▲2,866	339 台
低圧トランス	64 台	23 台	▲41	20 台
低圧コンデンサ	2,174 台	1,937 台	▲237	36 台
柱上トランス	1 台	0 台	▲1	約14,000 台
安定器	41,219 台	64,489 台	+23,270	5,129 台
PCB	817 kg	814 kg	▲3	—
PCBを含む油	1,340,779 kg	31,092 kg	▲1,309,687	—
その他機器等	1,121 台	3,085 台	+1,964	1,123 台

(注) PCB廃棄物を保管していない事業者が使用するものは含まれていない。